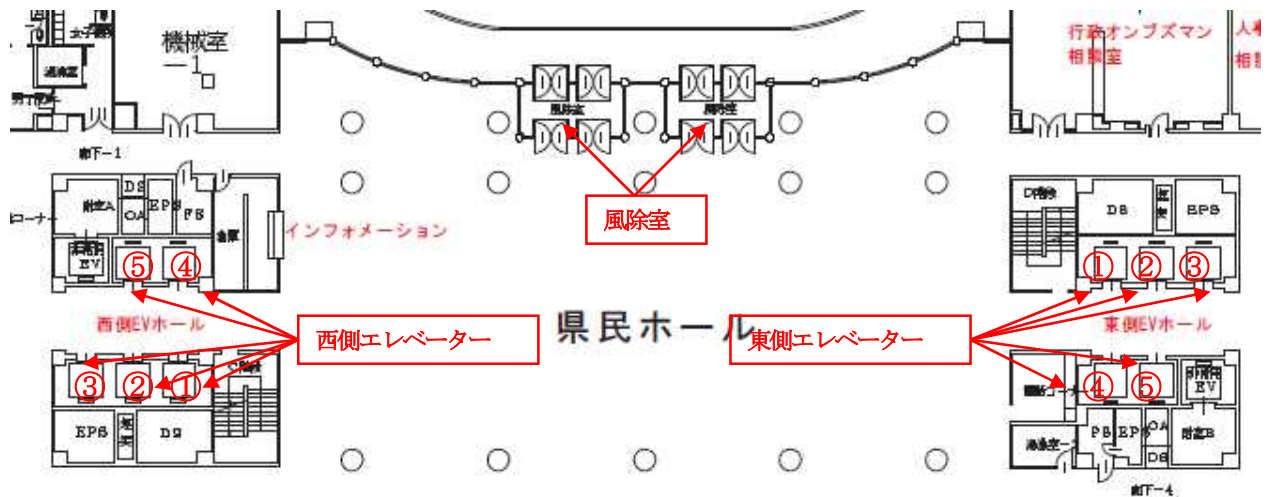


## H30 沖縄県本庁舎広告マット設置仕様書

### 1 設置場所

本庁舎1階

- (1) 正面玄関（風除室） 2か所
- (2) 東側エレベーター内 5 基
- (3) 西側エレベーター内 5 基



### 2 設置枚数

正面玄関（風除室）	2か所	×	2枚	=	4枚	
東側エレベーター内	5 基	×	1枚	=	5枚	
西側エレベーター内	5 基	×	1枚	=	5枚	合計 14枚

### 3 設置期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

### 4 マットのサイズ

正面玄関（風除室）	1枚あたり：1.20m	×	1.80m
東及び西側エレベーター内	1枚あたり：1.81m	×	1.81m

### 5 マットの材質等

靴底のクリーニング機能、防塵機能、吸水機能及び滑り止め機能を有するものとする。また、マットのクリーニングは2週間に1回とする。ただし、広告なしの無地マットを設置する場合のクリーニングは4週間に1回とする。

### 6 マットのデザイン

- (1) 沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領第3条で定める広告の範囲等に基づくものであること。また、県との協議の上、決定すること。
- (2) 正面玄関（風除室）マットは4分の3以上、エレベーター内マットは2分の1以上、県のイメージ等を表示すること。

## 7 その他

- (1) 広告マット取扱業者は、広告マット取扱業者の公募において提示・申込みした広告料（1枚あたりの月単価）に基づき、県と広告マット設置に係る契約を締結し、広告マットを設置する際、広告料を県へ納付するものとする。
- (2) 広告マット取扱業者は、広告マット設置期間（無地マット設置期間を除く。）に係る行政財産使用許可を受け、行政財産使用料を県へ納付するものとする。

（参考：平成30年10月1日から平成31年3月31日までの行政財産使用料月31日で試算）

1	総	額	194,664円
2	正面玄関（風除室）	1,691円/月・枚（消費税抜き）	
	同	年	額 1,691円*4枚*6月=40,584円
3	エレベーター内	2,568円/月・枚（消費税抜き）	
	同	年	額 2,568円*10枚*6月=154,080円